

写

監査告示第 2 号

令和 2 年 12 月 24 日付け監査第 1224003 号及び 1224004 号で提出
した定期監査結果報告に対し、宇佐市長及び宇佐市教育長から措置
を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規
定により次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 27 日

宇佐市監査委員 佐藤博美

宇佐市監査委員 井本裕明



教委社第 0104002 号
令和 3 年 1 月 4 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市教育長 高月 晴彦
(社会教育課)



令和 2 年度第 6 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について（報告）

令和 2 年 1 月 24 日付監査第 1224004 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

業務委託契約について、落札者からの契約関係書類の提出が遅延しているものが確認されました。契約関係書類は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に提出されなければ、その落札の効力を失うこととなります。当該契約では 3 月 11 日に落札を通知しており、3 月 17 日までに書類の提出が必要でしたが、3 月 24 日提出と遅延していました。

本来であれば、契約は締結できず、入札保証金相当の見積金額 5 % の違約金を納付してもらい、見積執行を再度やり直すことになります。また、この事業者は指名停止となります。

措置状況

・以後、同様のことがないよう、契約締結の際には、法令、例規、要綱、府内のマニュアル等を遵守し、適正な事務執行に努めるよう、係内で周知し、確認をしてまいります。



2. 注意事項

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

シルバー人材センターと特命随意契約した業務委託について、事務手続きに不備のあるものが確認されました。施行令167条の2第1項第3号の規定に基づき、当該契約を行う場合、宇佐市契約事務規則第44条の2により「発注見通し」及び「契約の締結状況」を公表することとなっています。「発注見通し」は事務処理されていましたが、「契約の締結状況」がなされていませんでした。

契約締結後、速やかに契約結果の調書を作成し、「契約の締結状況」として市のホームページ等に公表すべきでした。

措置状況

・「契約の締結状況」については速やかに公表事務を行います。

次年度以降、契約事務処理に適正を欠くことが無いよう遂行いたします。

3. 要望事項

・該当なし



介護第0121001号
令和3年1月21日



宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修治
(介護保険課)



令和2年度第6回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について（報告）

令和2年12月24日付監査第1224003号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘要項

- ・該当なし

2. 注意事項

- ・契約事務について

「令和2年度包括的支援事業委託」の委託料について、算定した根拠の説明が不足しているものが確認されました。算定基準が①高齢者1人当たり2,000円、②規定職員1人当たり1,800,000円となっていますが、その1人当たりの金額を算定した根拠が不明確です。

また一方で、現在、高齢者人口は増加傾向にありますが、将来的に減少に転じると推測されています。当該算定基準の場合、業務内容に変更がないにも関わらず、将来的に高齢者人口が減少に転じた際、委託料は年々減算されていくという不合理が生じる可能性があります。算定方法の見直しを検討してください。

措置状況

・「令和2年度包括的支援事業委託」につきましては、高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターを市内7つの日常生活圏域（中学校区）ごとに設置し、7か所の社会福祉法人・医療法人に委託し実施しています。そして、この事業は介護保険特別会計の中で、国・県・社会保険診療報酬支払基金等の交付金を活用する「地域支援事業交付金の交付要綱及び実施要綱」に基づき実施しています。その中で地域包括支援センターの運営については65歳以上の高齢者人口を基に基準額を算定しています。当課では、平成19年度から「包括的支援事業委託」を行っていますが、地域支援事業の交付要綱及び委託事業所と協議を重ねながら委託内容を積算することで、委託料を設定しています。今後は規定職員1人当たりの金額の根拠を明確にしていきます。

3. 要望事項

- ・長期継続契約の検討について

契約件数が多いようですが、長期継続契約に移行可能なものはありませんか。例えば、契約期間を3年もしくは2年とすることで契約時期は分散し、年度当たりの契約

件数を減らすことができ、事務の軽減につながりますので検討してください。

措置状況

・定期監査後、令和2年度契約の中で長期継続契約に移行可能なものはないか確認しましたが、長期継続契約を設定できるものはありませんでした。次年度以降の契約について、長期継続契約に移行可能なものがいれば、契約期間を複数年とすることで年度当たりの契約件数を減らしたり、契約時期を4月以外に分散させたりすることで、事務の軽減を図りたいと考えています。

福祉保健部 介護保険課

担当：西田（内線1351）



写

健康第 0122004 号
令和 3 年 1 月 22 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永修 治
(健康課)



令和 2 年度 第 6 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について（報告）

令和 2 年 1 月 24 日付監査第 1224003 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・「インフルエンザ相互乗り入れ予防接種事業」について

当該事業契約における接種料金の単価について、医師会の会員である医療機関で統一された金額となっています。そのため、個々の医療機関が接種料金を自らの判断で自由に設定することができず、かえって市民の不利益につながるおそれがあります。また、他県において医師会が接種料金を決定し、会員である医療機関に周知していたことに対して、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反すると判断された事例もあります。相互乗り入れについては全国的にも広まっており、市民の利便性向上や受診者数の増加につながると思われ、仕組み自体はよい取り組みです。

競争が制限されることのないよう、より良い方法を検討してください。

措置状況

「インフルエンザ相互乗り入れ予防接種事業」については、大分県と大分県医師会の主導の下、接種単価を決定し大分県医師会と県内自治体が契約を結んでいます。今回のご指摘を踏まえ、大分県と大分県医師会により良い方法の検討を要請します。



2. 注意事項

・契約事務について

- ① 「令和2年度国保人間ドック・脳ドック・若人健診業務委託」について、回議書(契約締結伺書)等の年間支出見込額の記載に誤りが確認されました。年間支出見込算出に用いた若人健診料の単価が、契約書添付の明細書等の単価ではなく間違っていたためと考えられますので、回議書及び算出表を訂正してください。
- ② 「令和2年度バランスレシピ集印刷製本請負」について、特命随意契約で執行されていますが、随意契約理由書等の説明からは、その契約相手先を特定した理由が不明確です。第三者にもわかりやすい書類作成を心がけてください。

措置状況

・契約事務について

- ① 「令和2年度国保人間ドック・脳ドック・若人健診業務委託」につきましては、ご指摘のとおり回議書及び算出表の訂正を行いました。また、今後の契約事務についても契約事務説明会資料等を確認し、誤りのないよう遵守徹底をしてまいります。
- ② 「令和2年度バランスレシピ集印刷製本請負」につきましては、平成30年に1度作成したもので、市民の皆さんに大変好評をいただきました。今回の契約はその追加発注分で、版権の関係もあり、同一事業者との契約を行うこととしました。
今後は第三者にもわかりやすい書類作成を心がけるとともに、新たに入札する方向で検討してまいります。

3. 要望事項

・該当なし